

令和 9 (2027)年度 税制改正要望について

2026年 8 月



1. 「資産運用立国」の推進

- NISAの利便性向上等

- 銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置
〔経済産業省が共同要望〕

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）
〔経済産業省・農林水産省が共同要望〕

2. 子育て世帯への支援

- 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等
〔農林水産省・厚生労働省・経済産業省が共同要望〕

3. 金融イノベーションの推進

- 特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）
に係る所要の措置

令和9(2027)年度
税制改正要望における
主要要望項目

現状及び問題点

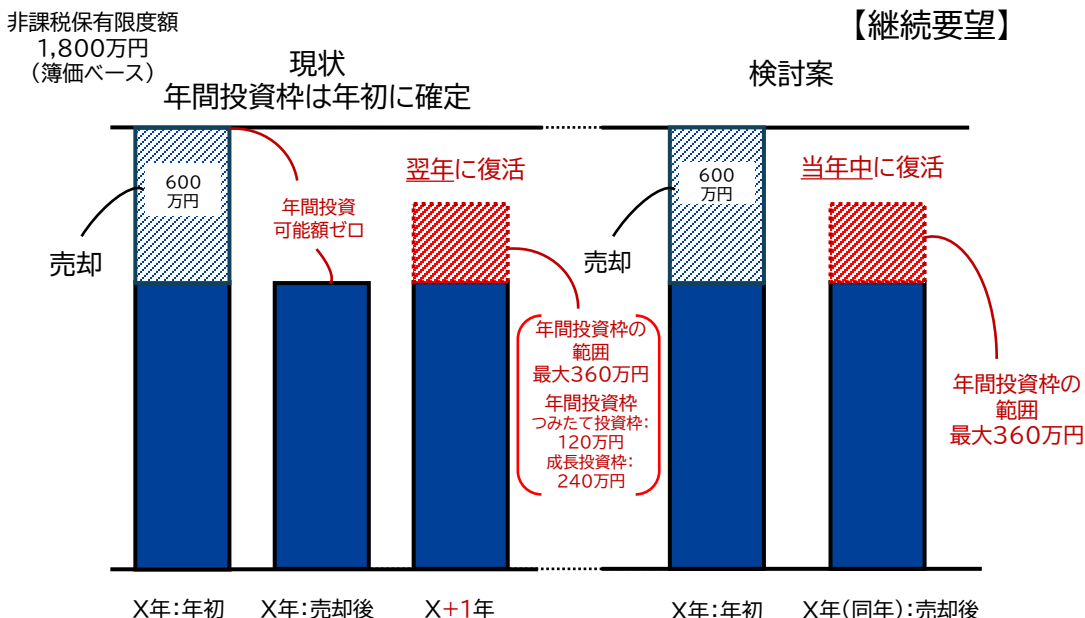
- あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、令和5年度税制改正にてNISAの抜本的拡充・恒久化が行われ、また、令和8年度税制改正において、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃など制度の一層の充実が図られたところ。
- 一人一人のライフプランに沿った安定的な資産形成を後押しするため、これまでの制度拡充を踏まえつつ、実務的な改善等を通じて、利便性の向上を進めることが必要。

要望事項

- あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、**非課税保有限度額の当年中の復活や、つみたて投資枠における要件の整備等、NISAの利便性向上等にかかる所要の措置を講ずること。**

◎非課税保有限度額(1,800万円)の当年中の復活

【継続要望】



◎つみたて投資枠における要件の整備

	指定指数連動	指定指数連動 以外
公募投信	マーケット全体を広くカバーし、既に市場関係者に浸透している指数に連動するもの	現にマーケット(投資家)から継続的に選択・支持されているとして以下の要件を満たすもの ①純資産額50億円以上 ②信託開始以降5年経過 ③信託期間2/3で資金流入超 ④主に株式または公社債に投資
ETF	ETFは、流動性確保の観点から以下の要件も求めている ○国内取引所ETF 「円滑な流通のための措置が講じられている」として取引所が指定するもの ○海外取引所ETF 資産残高1兆円以上	現状、要件未整備 ⇒ ETF市場の環境整備等が進展したことを踏まえ、対象とすべきETFの要件を整備する

(注) 新NISA(令和6年に制度開始)の年間投資可能額が360万円以下となり得るのは令和11年以降だが、投資家の制度の予見可能性を高め、金融機関のシステム対応のため十分な期間を確保するためには今年度の改正が必要。

◆ 銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置

〔経済産業省が共同要望〕

現状及び問題点

- 地域活性化のためには、融資のみならず、地域企業の成長等を支援する**資本性資金の供給が重要**。
- しかし、銀行等が投資専門会社を通じて、中小企業に一定割合(単独で1/2・他の企業を含めて2/3)以上出資している場合、**出資先が「みなし大企業」に該当するとして、中小企業者向けの税制優遇**(「投資促進税制」や「賃上げ促進税制」等)**を適用できない**ため、地域企業の支援機会が制限されている。

要望事項

- 銀行等の投資専門会社による出資に関して、当該出資先企業を「みなし大企業」から除外すること。

銀行・銀行持株会社等

100%出資

投資専門会社

- 銀行等の傘下の投資専門会社による一部の企業への出資は、銀行の議決権取得等規制(いわゆる5%ルール等)の例外の一つ。
- 銀行等が地域企業への出資を通じ、「目利き力」やコンサルティング能力を活かして、ビジネスモデルの転換支援を含めた企業支援に取り組んでいくことが求められている。

一定割合以上出資する場合、
出資先が「みなし大企業」に該当し、
中小企業向け税制の優遇を適用できない

➡ **出資先を「みなし大企業」から除外することを要望**

・ベンチャービジネス会社【保有期間15年、100%まで出資可】

・事業承継会社【保有期間10年、100%まで出資可】

・事業再生会社【保有期間10年、100%まで出資可】
(投資専門会社を経由せず銀行本体が保有する場合を除く)

・地域活性化事業会社【保有期間15年、100%まで出資可】

等

参考:成長投資を促進するための金融戦略(2026年7月21日)(抜粋)

中小企業へ一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる取扱いについて、銀行等による事業再生・承継支援に係る出資を促進する観点から、見直しを検討する。

現状及び問題点

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

要望事項

- 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を図り、家計による成長資金の供給拡大等を促進する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→ 申告分離	2016年1月～ 非課税→ 申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

参考:令和8(2026)年度税制改正大綱(抜粋)

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

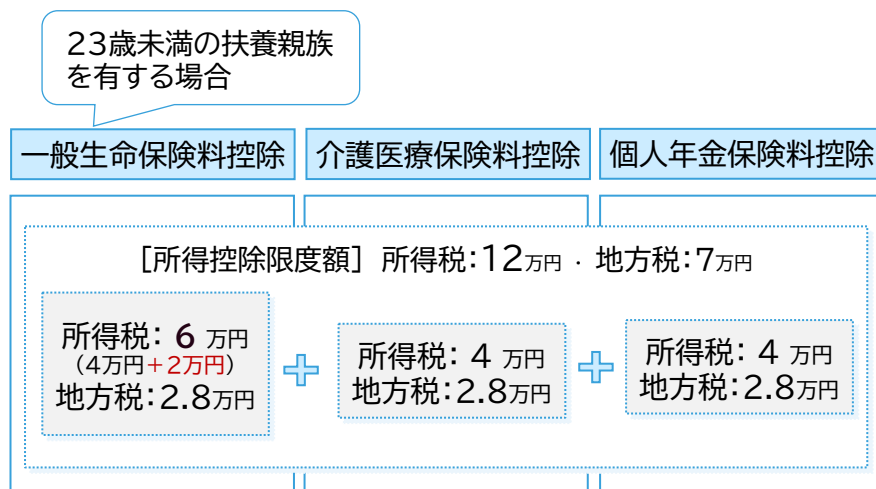
現状及び問題点

- こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、子育て世帯には様々な保障ニーズが存在しており、子育て支援の観点からは、子育て世帯が将来に向けた保障を安定的に継続して確保できる環境を整備することが求められる。
- こうした点を踏まえれば、現行、令和8・9年限りの時限措置として認められた生命保険料控除制度の拡充措置（23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料に係る所得控除（上限4万円）に2万円の上乗せ）について恒久化するなどの対応を行うことが必要。

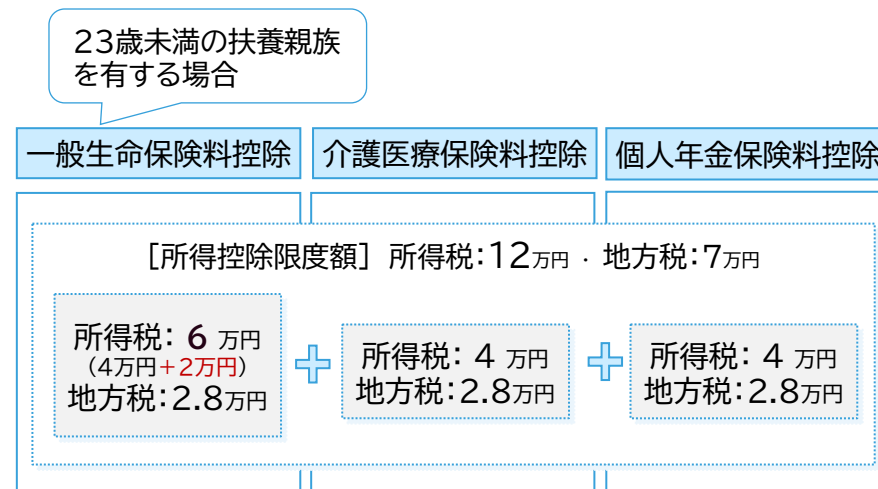
要望事項

- 令和8・9年分所得税において講じられた、**23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する2万円の上乗せ措置を恒久化**するなど所要の措置を講ずること。

現行（令和8・9年限りの時限措置）



要望案（恒久措置）



※一時払生命保険については、本制度の控除の適用対象から除外

◆ 特定信託受益権(信託型ステーブルコイン)に係る所要の措置

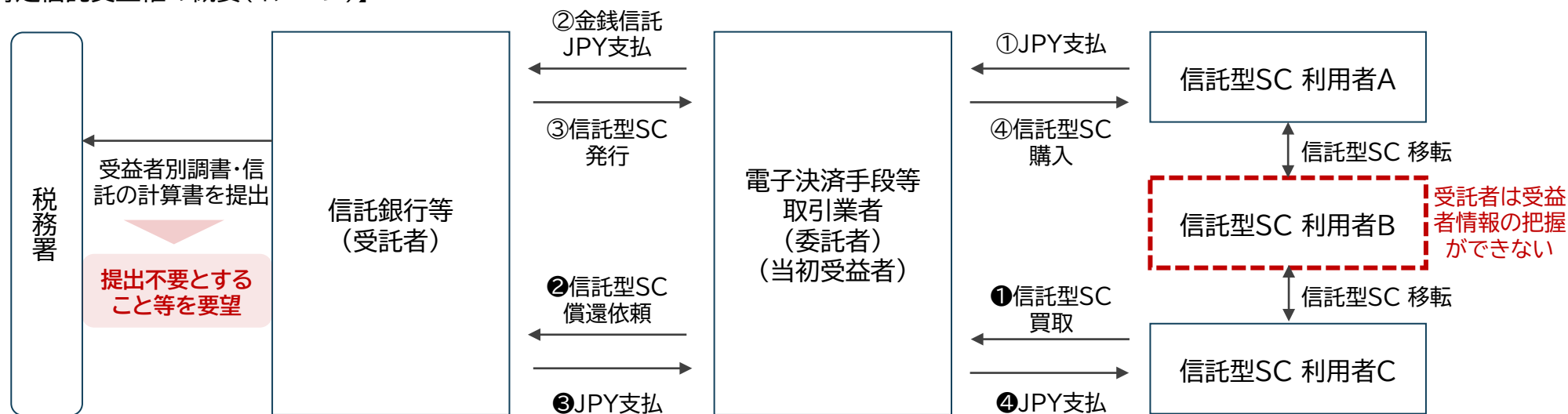
現状及び問題点

- 相続税法上、信託の受託者は、信託の効力が生じた場合や受益者等が変更された場合には、受益者等の氏名、信託財産の価額等を記載した調書(信託に関する受益者別調書)を、また、所得税法上、信託の受託者は、受益者等の氏名や信託財産に帰せられる収益・費用等を記載した調書(信託の計算書)等を税務署長に提出することとされている。
- 一方で、特定信託受益権(いわゆる「信託型ステーブルコイン(信託型SC)」)については、法定通貨と価値が連動する決済手段として、不特定多数の利用者間で転々流通し、頻繁かつ多数の取引に活用されることが想定されている。そのスキームにおいては、受託者が受益者(信託型SCの保有者)の氏名等やその変更を把握することができない(受益者が信託型SCの保有から収益を得ることも想定されていない)。

要望事項

- 特定信託受益権に係る信託について、受益者等の変更等があった場合における相続税法上の「信託に関する受益者別調書」及び所得税法上の「信託の計算書」について提出を不要とするなど、所要の措置を講ずること。

【特定信託受益権の概要(イメージ)】



その他の要望項目 （■ は日切れ関連）

- 投資法人（J-REIT）等及び特例事業者等が取得する不動産に係る登録免許税等の特例措置の延長等〔国土交通省主担〕
- 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化及び拡充
- 破綻金融機関・保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置の恒久化又は延長〔財務省と共同要望〕
- ◇ 外国子会社合算税制（CFC税制）に係る外国税控除制度の特例措置の拡充
- ◇ 国際情勢を考慮した国際租税に係る所要の措置
- ◇ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算）に係る所要の措置
- ◇ 上場株式等の相続税に係る見直し
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 一定の外国発行の信託型ステーブルコインを電子決済手段として規定することに伴う所要の措置
- ◇ 改正金融商品取引法等の施行に伴う所要の措置
- ◇ 民法の改正（遺言制度の見直し）に伴う所要の措置〔法務省主担〕
- ◇ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止〔こども家庭庁主担〕
- ◇ 国債に関する税制の検討【事項要望】〔財務省と共同要望〕
- ◇ OECDの新国際課税ルールに係る所要の措置【事項要望】
- ◇ 保険業に関する制度の見直しに伴う所要の措置【事項要望】
- ◇ 金融制度等の見直しに伴う所要の措置【事項要望】